

外国証券情報
(三井住友信託株式会社)

<重要な事実>

証券情報の提供又は公表に関する内閣府令第 15 条第 1 項に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容:

- 2009年11月6日 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社は、株主の承認と関係当局の認可等を前提として両グループの経営統合を行うことについて基本合意した。基本合意書によると2011年4月1日を目処に統合持株会社を設立、2012年4月1日を目処に統合持株会社傘下の発行者並びに中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行を統合していく予定としている。
- 2010年8月24日 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社は、2009年11月6日に締結した基本合意書に基づき、株式交換契約書及び経営統合契約書の締結で、最終合意に達した。
- 2011年4月1日 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社は、株式交換により経営統合し、新たに持株会社「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」を発足させた。
- ニュースリリース <http://www.smth.jp/news/2011/110401.pdf>
- 2012年3月30日 中央三井信託銀行株式会社と中央三井アセット信託銀行株式会社と住友信託銀行株式会社は、金融庁より銀行法第 30 条第 1 項に基づく合併の認可を取得した。
- ニュースリリース <http://smth.jp/news/2012/120330.pdf>
- 2012年4月1日 2012年4月1日付けで住友信託銀行・中央三井信託銀行・中央三井アセット信託銀行の 3 行が合併し、「三井住友信託銀行株式会社」を発足させた。
- ニュースリリース <http://smth.jp/news/2012/120402.pdf>